

令和元年10月

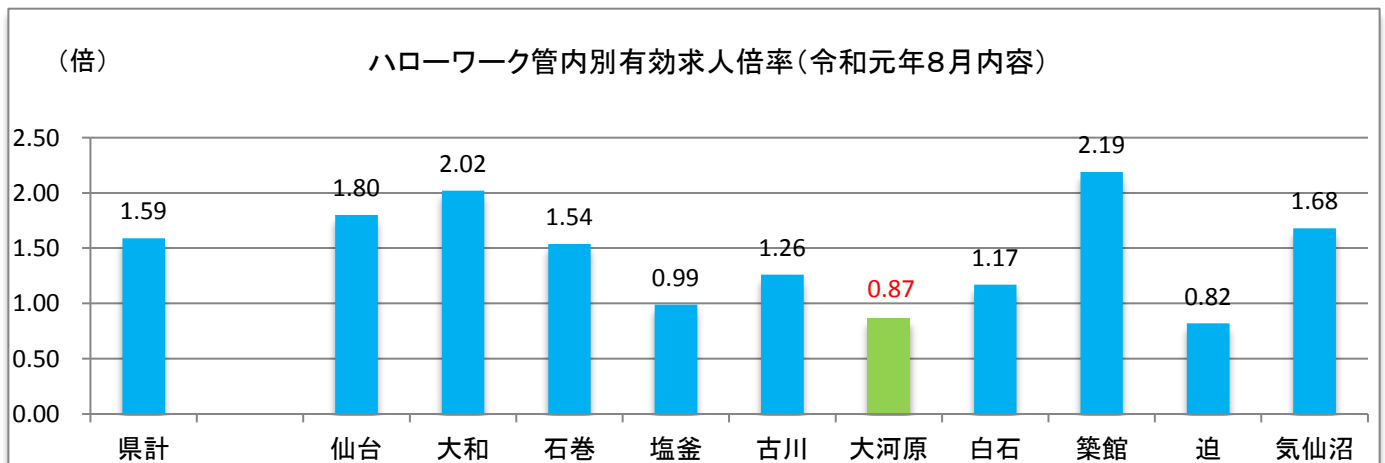
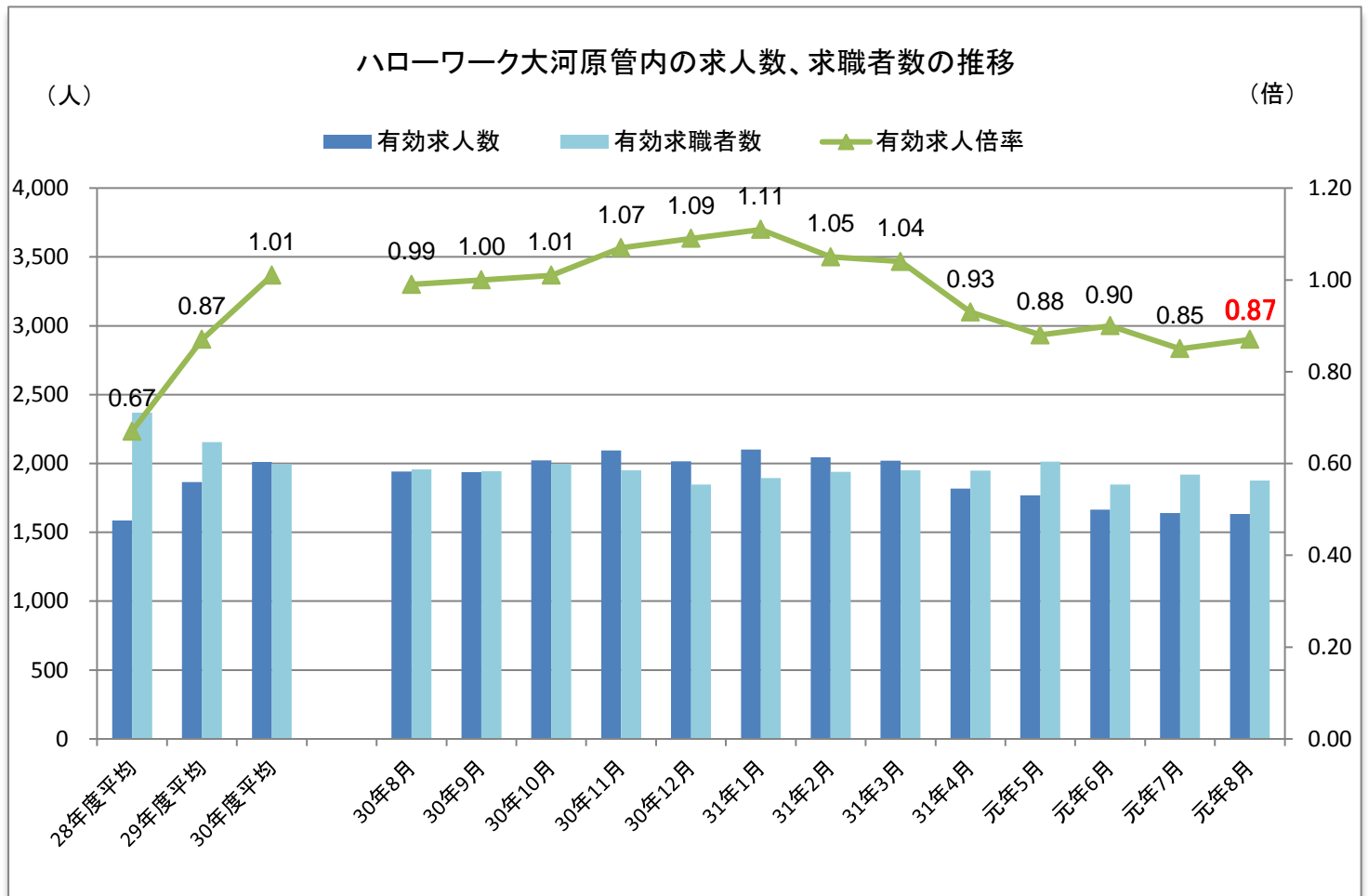
管内の雇用状況(令和元年8月内容)

有効求人倍率0.87倍

ハローワーク大河原
〒989-1201
柴田郡大河原町大谷字町向126-4
オーガ1F
電話 0224-53-1042
FAX 0224-52-3989

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

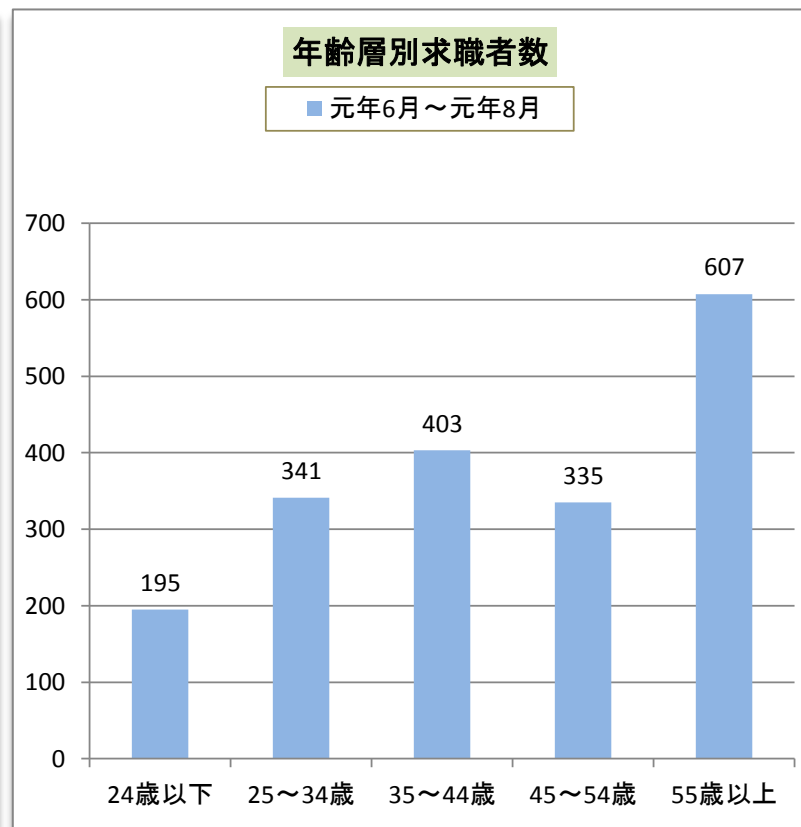
<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いことを示しています。



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。



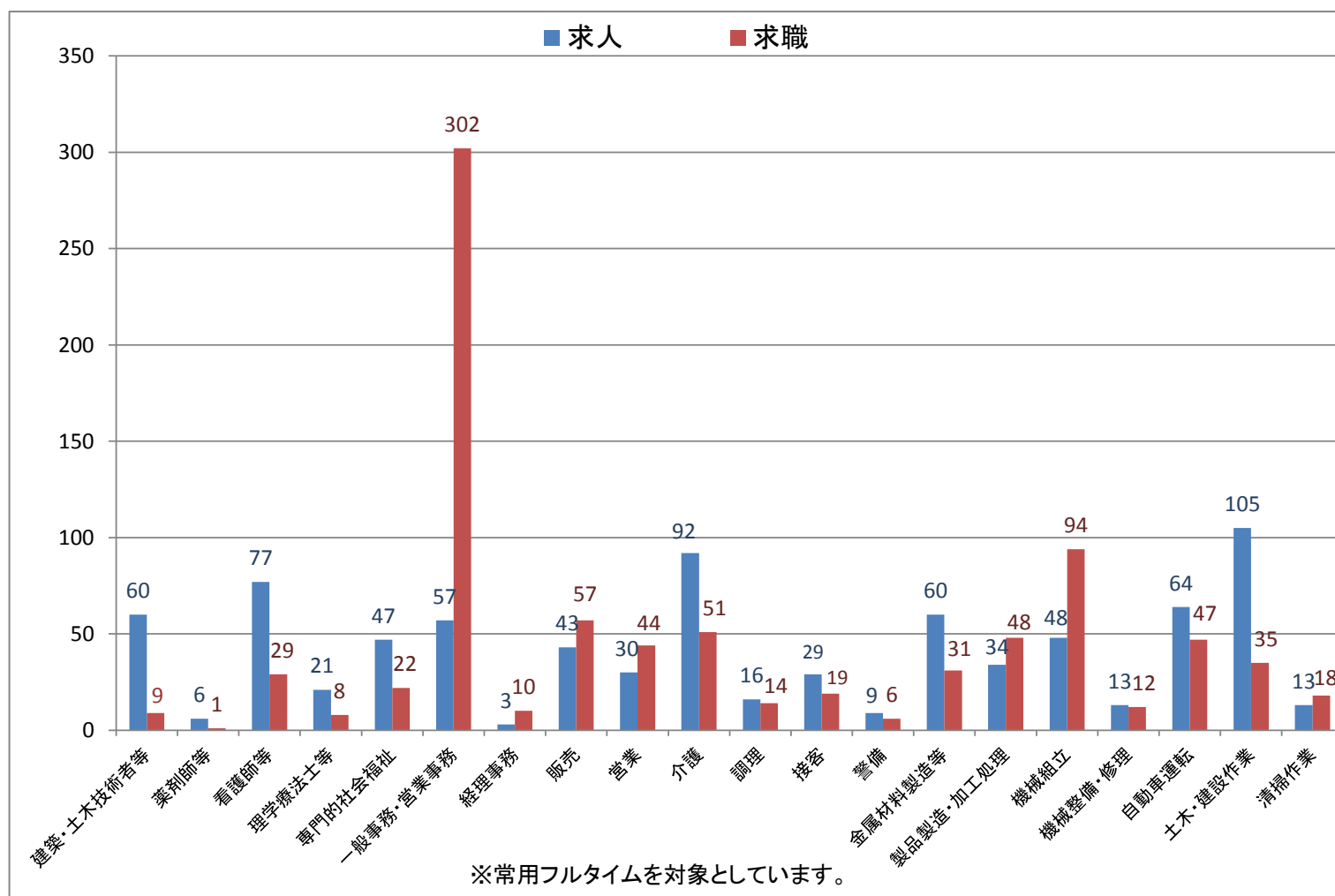
※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【元年8月内容】



職業別新規求人賃金情報

【31年4月～元年6月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	36	0	1	6	10	12	17	23	26
薬剤師等	7	0	0	0	0	1	1	1	7
看護師等	46	0	2	11	23	36	41	32	17
専門的・社会福祉の職業	40	0	6	24	20	16	7	6	1
一般事務員・営業事務員	42	0	23	27	13	11	9	9	2
経理事務員	2	0	0	1	2	1	1	1	1
販売員	24	0	4	15	15	12	5	5	2
営業員	21	0	0	3	10	16	15	16	6
介護の職業	55	0	24	48	37	19	0	0	0
調理の職業	14	0	10	10	5	2	1	2	1
接客の職業	13	0	6	10	7	4	2	1	0
警備員	3	0	2	1	1	0	0	0	0
金属材料製造の職業	45	0	5	31	29	27	20	16	8
製品製造・加工の職業	23	0	11	13	12	11	6	3	0
機械組立の職業	8	0	3	3	4	3	3	1	0
機械整備・修理の職業	15	0	2	9	12	11	8	8	5
自動車運転の職業	43	0	8	11	13	12	12	13	11
土木・建設の職業	45	0	1	8	29	34	30	22	15
電気工事の職業	12	0	0	3	11	12	10	8	7
清掃の職業	11	0	3	3	4	5	4	3	2

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。
この資料は四半期ごとに更新しています。

中途採用者採用時賃金情報

【31年4月～元年6月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	210	191	215	215	216	204
専門・技術	225	216	223	232	223	230
事務	203	166	194	220	230	192
販売	233	207	256	233	161	*
サービス	184	172	179	185	193	190
警備	185	*	*	*	*	196
農林漁業	166	172	152	*	160	156
運輸	204	217	189	217	202	203
生産工程・労務	203	183	222	199	214	197

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更新しています。

ハローワークからのお知らせ

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **824**円

令和元年10月1日から！
（9月30日までは時間額798円）

最低賃金の計算には、(1)精管動手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel. 022-299-8841

仙台 労働基準監督署 Tel. 022-299-9075

石巻 労働基準監督署 Tel. 0225-22-3965

古川 労働基準監督署 Tel. 0229-22-2112

大河原 労働基準監督署 Tel. 0224-63-2164

瀬峰 労働基準監督署 Tel. 0228-38-3131



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

宮 城 労 働 局

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月初めに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。